学校法人京都薬科大学 危機管理対策本部長

#### 緊急事態宣言の発出に伴う本学の対応について(通知)

新型コロナウイルスの感染拡大により、本日、関西2府1県(大阪府・京都府・兵庫県)から、 政府に対し、緊急事態宣言について要請されました。

今回の緊急事態宣言の対策の考え方は、飲食等の場における感染拡大防止等、感染リスクの高い場面に絞って、効果的・重点的な対策が主であり、昨年 4 月に発出された緊急事態宣言のように、学校等の教育機関に対する休業要請がないこと等に鑑み、緊急事態宣言対象期間中の教育研究活動等については、下記により行うことを決定いたしましたので、お知らせいたします。

## 1. 授業・実習・定期試験等について

授業・実習・定期試験等は、感染防止対策を十分に講じた上で予定どおり対面で実施します。 ただし、実務実習(病院・薬局)は実習施設と協議の上、実習方法の変更や実習の延期・中断 を行う場合があります。

#### 2. 入学試験について

「大学入学共通テスト」及び「一般選抜 B 方式(本学独自)」は、感染防止対策を十分に講じた上で予定どおり対面で実施します。

### 3. 分野における研究活動について

研究活動は、感染防止対策を十分に講じた上でこれまでどおり実施します。

実施にあたっては、学部学生・大学院生・教員の間で実施方法等について十分に協議の上、 行ってください。

## 4. 課外活動について

課外活動は、感染防止対策を十分に講じた上で第1段階(学内・非接触の活動)の活動を継続します。ただし、2月上旬に予定していた第2段階(学内・接触を伴う活動)の開始時期は延期(3月上旬予定)します。第2段階の開始時期については2月20日頃に決定する予定です。

## 5. 就業関係について

①職員の出張停止について

業務出張は、原則として、当分の間禁止します。

②在宅勤務の実施について

業務体制を確保のうえ、在宅勤務を励行します。

# 6. その他

クラブ・サークル及び分野での食事会等は禁止します。また、家族や普段一緒にいる人以外 との会食は控えてください。

以上